

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の施設類型と本市における設置の可否

類型	類型の説明	設置の可否
介護付 有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない)	△※1
介護付 有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない)	同上
住宅型 有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能	○
健康型 有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない	△※2
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)	高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいについて事業者が登録基準を満たしているとして市に登録し、より詳細で正確な情報を高齢者等に提供できるようにしたもの	○※3 (特定施設入居者生活介護の指定を受けるものは※1と同様)

※1 介護付については、介護保険事業計画による設置制限を行っており、随時受付はしていません。公募等の情報は市ホームページにその都度掲載いたします。

※2 健康型については、介護が必要となった場合、契約を解除し退居しなければならないことから、新規設置にあたり、その必要性について十分協議する必要があるため「△」としています。

※3 サービス付き高齢者向け住宅を設置する際、介護保険事業計画の推進に支障が生じると本市が判断した場合には、設置における事前協議に応じられないことがあります。支障が生じる場合の取り扱い等に関しては、本市において定める「西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱」及び「西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱に関する設置指導要領」をご参照下さい。